

## 2. 第95号議案 損害賠償額の決定の件 及び 3. 第96号議案 損害賠償額の決定の件

### (1) 概要

借上期間満了日までに返還できなかった借上住宅の相手方への返還が完了し、損害賠償額が確定した。

### (2) 内容

#### ① 第95号議案

ア 住宅名	キャナルタウンウェスト住宅
イ 相手方（建物所有者）	独立行政法人都市再生機構
ウ 借上期間満了日	平成28年10月31日
エ 住宅を返還した日	令和3年9月20日
オ 確定額	ウからエまでの期間に係る家賃相当額及び共益費相当額並びに事故住宅が発生したことに係る損害金 535万7,560円

#### ② 第96号議案

ア 住宅名	シティコート住吉本町住宅
イ 相手方（建物所有者）	独立行政法人都市再生機構
ウ 借上期間満了日	平成29年10月15日
エ 住宅を返還した日	令和3年10月18日
オ 確定額	ウからエまでの期間に係る家賃相当額及び共益費相当額 546万8,270円

第 95 号議案

損害賠償額の決定の件

次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 本件の概要

兵庫区駅南通 5 丁目において、本市が借り上げていた相手方住宅を借上期間満了日までに返還できなかったことについて、損害賠償として支払っている借上期間満了日の翌日から住宅を返還した日までの期間に係る家賃相当額及び共益費相当額並びに事故住宅が発生したことによる損害金の合計額が確定したものの。

2 損害賠償の相手方

大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事 支社長 田中 伸和

3 損害賠償額

535万7,560円

理 由

損害賠償額を決定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。